

令和7年度府中市集団指導資料

訪問系サービス（総合事業）編

（高齢者支援課）

【目次】

- 1 令和7年4月からの変更
- 2 各種手続き（変更届・体制届・加算届・廃止届・休止届・再開届）
- 3 指定更新について
- 4 提出方法について
- 5 総合事業の課題
- 6 総合事業の目指す姿
- 7 課題に対する対策
- 8 一般介護予防事業等について

1 令和7年4月からの変更

令和6年度介護報酬改定の経過措置終了に伴い、加算項目の追加などがありました。具体的な変更箇所は、業務継続計画作成の有無が追加され、介護職員等処遇改善加算5が削除となりました。届出書はホームページに掲載しております。すでに多くの事業所の方にご対応いただいておりますが、もし、要件を満たしているものの未提出の事業所がありましたら、ご提出ください。新たな届出が無い場合、「減算型」とみなすとの国の通知が出ておりますので、ご注意ください。

2 各種手続き（変更届・体制届・加算届・廃止届・休止届・再開届）

市のホームページに様式などが掲載されております。

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/hoken/sogojigyo/siteitou.html>

変更届：変更のあった日から10日以内に変更届出書と添付書類を提出

体制届・加算届：算定月の前月の20日までに体制届と添付書類を提出

廃止届・休止届：廃止又は休止の1か月前までに廃止・休止届出書を提出

再開届：再開した日から10日以内に再開届を提出

東京都と市の両方の指定を受けている事業所はそれぞれに申請することが必要となります。

3 指定更新について

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定有効期限を迎える事業所で指定更新を希望する場合、指定更新手続きが必要になります。

○提出書類：市役所ホームページに掲載

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/hoken/sogojigyo/siteikousinn.html>

○提出期限：指定有効期限満了日の前々月末

例）指定有効期限 令和8年3月31日⇒令和8年1月31日提出締切

【注記】

- （１）提出期限の概ね2か月前頃に該当事業所へ更新案内通知を郵送またはメールにてお送りする予定ですが、各事業所においても指定有効期限の確認をし、更新忘れの無いようにお願いします。
- （２）従前相当（国基準サービス）と緩和型（市基準サービス）において指定有効期限が異なる場合、期限の遅い方の指定更新を早めることにより一括で更新手続きを行えます。

4 提出方法について

変更届、体制届、加算届、廃止届、休止届、再開届につきましては、郵送・窓口持参・メール・電子申請届出システムのいずれかで受付をしています。新規申請、更新申請については、お手数をおかけしますが、全て印刷してチェックリストに記載されている順にインデックスを付け、ファイルに綴じた上で郵送または窓口まで直接持参してご提出ください。

5 府中市総合事業の課題

府中市の総合事業の課題として、次の3つがあげられます。

- ▶介護保健事業の問題；75歳以上の人口増加、介護人材不足
 - ▶お守り認定；「要支援1，2」の認定者のサービス利用率 60%
 - ▶地域支援事業交付金の上限超過問題
- ；国が定める総合事業における事業費の上限額（75歳以上の人口等により設定）以上の費用がかかっている。
- ⇒超過分を個別協議し、今は例外的に交付を受けられている。
- しかし、いつまで受けられるかはわからない。

6 府中市総合事業が目指す姿

【介護予防・総合事業におけるスローガン】

「長いいきいき生活」

～誰もが「長生きをしたい」「いきいきと生活したい」と願うものです。健康寿命を延ばせる街にします。

【介護保険の理念 ＝「高齢者の自立支援」】

過度なサービス利用は、利用者の力や可能性を奪うことになりかねません。高齢者の自立に向けた働きかけを行うことが大切です。

他人に介護をしてもらうことは、利用者にとって楽なことですが、その分、今までできていたことが減ってしまう可能性もあります。「できることを増やす」のみならず、「今までできている能力を落とさない」ことも重要と考えます。

7 課題に対する対策

対策1 窓口対応の統一

「支援が必要な方をすばやくつなげる体制」を作ります。

フレイルのリスクがある方は、認定調査を受けなくても、基本チェックリストで対象になれば、総合事業のサービスを利用して、すみやかに元の暮らしに戻れる支援につながります。

府中市介護保険・高齢者福祉サービスガイドブックふくしのしおりに詳細が掲載されています。

対策2 短期集中予防サービス事業(サービスC)の実施

(1)目的 要支援者等のセルフケアの習慣化や社会参加の促進を図ることで自立を支援します。

(2)事業概要

①実施時期 通年実施

②対象者 要支援1・2、事業対象者

- ・介護保険サービスを利用していない新規認定者
- ・介護保険サービスを利用している要支援者
- ・相談業務等から把握し、基本チェックリストで事業対象者となった方

③サービス内容 主にリハビリ専門職のコーチングに特化したサービス

- ・送迎車利用は一部自己負担あり。食事・入浴なし。
- ・リハビリ専門職と地域包括支援センター（プラン担当職員）の同行訪問アセスメント（家庭訪問）
- ・サービス利用後に地域ケア会議

対策3 自立支援ケア会議

（１）目的

- ・事例を通じて自立支援型ケアマネジメントの理解を深める。
- ・多職種の視点による要介護状態の重度化防止、専門性の向上と他の職種への技術移転。
- ・よくある事例から、受け持ちの事例の共通項を見つけ役立てる。

（２）出席者

地域包括支援センター（プラン担当職員）、通所事業所、同行訪問リハ職、生活支援コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院SMWなど

（３）開催方法 会場、WEB

（４）開催時期 奇数月第4金曜日

（５）運営方法

地域包括支援センターから、介護予防ケアマネジメントの事例を提出し、多職種で実現可能ないきいきとした生活に向けて、①なぜ今の状態になったのか？②どんな暮らしを目指すのか？③解決すべきことは何か？を考え、事例から学ぶ機会。事例を積み重ねることで、府中市が目指す「長生きいき生活」支援の共通認識を図る。

対策4 生活支援体制整備事業の充実

高齢者に関する日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加を推進するために、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ追加で配置しました。

生活支援コーディネーターは、総合事業に位置付けられた専門職です。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住民同士の支えあいの取組や生きがいづくり、自分らしく活躍できるための場づくりを進めていく役割です。

要支援1, 2の方は「可逆性」があり、健康な状態に戻る力のある方々です。
介護保険サービスでの目標が達成されたら、次に地域でのつながりやご本人が
自分らしく活躍できる場へ導くお手伝いをしています。

8 一般介護予防事業等について

介護保険サービスだけでなく、地域活動につながる一般介護予防事業も活
用しながら、自分らしい生活を送れる支援をお願いします。

《地域の介護予防事業》 ※詳細は地域包括支援センターへ



市HP 包括事業

■地域交流ひろば

ふちゅう元気アップ体操と同じ会場において、ふちゅう元気アップ体操で学
んだ体操を音源に合わせて参加者同士で気軽に行う体操。（無料）

■フレイル予防講習会

フレイルを予防するために必要な運動と社会参加の方法、栄養・口腔機能につ
いて学ぶことが出来る講習会。（500円・全4回）

■介護予防講座

文化センター等において、介護予防のための体操や、介護予防に関する知識を
学ぶための講座。（無料。ただし、実費徴収の場合あり）

《介護予防推進センターの介護予防事業》

市HP センター事業 ▶



■介護予防教室

マシンを使用した教室や、フロアを利用したフレイル予防のための教室など
があります。

■毎日体操

ふちゅう体操等の映像に合わせて自身で体操を行う（無料）

■施設利用（有料）

マシンを使用した教室を修了した方を対象に、ご自身でマシントレーニングを行うマシン継続トレーニングが利用できます。

このほか介護予防推進センターでは多種多様な介護予防事業を行っています。